

令和4年5月13日

厚生保健委員会

健康福祉部 高齢者福祉課

浜松市ふれあい交流センター陽だまり浴室設備について

1 概要

浜松市ふれあい交流センター陽だまり浴室設備の利用期間について、利用者等からの要望を受け、最大令和5年3月31日までから令和7年3月31日までへ延長するもの。

2 経緯

令和元年6月14日 厚生保健委員会：浜松市ふれあい交流センター条例についての附帯決議

舞阪シニアプラザ陽だまりについては、浴室の存続を求めている利用者の声に耳を傾け、今後の利用者拡大や経費削減、運営方法など、今後の浴室設備のあり方や存続の可能性について、地域住民、利用者、運営者、行政による合意形成に向けた対応の機会を設け、早急かつ慎重に検討すること

令和元年7月26日 地元自治会や利用者等に対し説明会を開催(市が住民主体による浴室運営を提案)

12月23日 地元自治会や利用者等に対し説明会を開催(浴室廃止時期の延期の提案)

令和2年3月27日 陽だまり介護予防事業運営協議会設立、設立総会において下記事項を合意
(構成員：利用者・自治会・指定管理者・市)

【合意事項】

- ・介護予防事業を実施し、浴室は事業参加者限定で使用できるものとし、事業内容は地元自治会等と協議して実施する。
- ・介護予防事業を充実させるため、「利用者」「自治会」「社会福祉協議会」等による協議会を設置する。
- ・利用期間は、浴室設備を修繕することなく使用できる期間(上限3年間：令和5年3月31日まで)とする。(それ以降については、地元等による管理・運営等の可能性を協議会で検討する。)
- ・浴室利用日を現行の週4回から2回、利用時間を従前の4時間から2時間に縮小。

令和3年5月10日 運営協議会 利用者等から令和5年4月以降の浴室利用継続を求める意見

10月25日 運営協議会 //

令和4年2月18日 地元自治会長と対応を協議

3月9日 自治連会長、自治会長、指定管理者(市社協)と協議

3月30日 運営協議会 市の1年延長の提案に対し、利用者等は2年の延長を要望

4月1日 利用者代表と舞阪自治連連名で期間の2年延長を求める要望書提出

5月20日(予定) 運営協議会にて期間延長を決定